

公益社団法人本庄法人会入会のおすすめ

公益社団法人本庄法人会

本庄市朝日町3丁目1番35号

(本庄商工会議所会館2階)

TEL 0495-21-1065

FAX 0495-22-7898

正しい税知識と経営の力を養う「良き経営者の団体」それが法人会です。

○ 税に自信を持ち、積極的経営をめざしたい ……………。

○ 先へ先へと時代を読める目を持ちたい ……………。

経営者の皆様が、自らの視野を広げ、一層社会の繁栄をめざすとき、健全な経営に役立つ税知識と経営の力を身につけられるようお手伝いするのが法人会です。

法人会は41都道府県に442の会を持つ全国組織の経営者の団体です。

企業規模、業種を問わず、どんな企業も法人会の会員になれます。

法人会への入会、それは繁栄への道を一步前進することです。

★ 商工会議所、商工会、農協、本庄税務署、本庄税理士会の方々には法人会運営並びに事業への協力をさせていただいております。

【公益社団法人本庄法人会会費規程より抜粋】

(目的) この規程は、公益社団法人本庄法人会の定款第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類) 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員は資本金額により次のとおりとする。

資 本 金 区 分	会 費 金 額
500万円未満	6,000円
500万円以上 ～ 1,000万円未満	10,000円
1,000万円以上 ～ 2,000万円未満	15,000円
2,000万円以上 ～ 5,000万円未満	18,000円
5,000万円以上 ～ 1億円未満	20,000円
1億円以上	25,000円

ただし、特別法人(資本金が無い公益法人等)は医療法人20,000円、その他の特別法人10,000円とする。

(2) 賛助会員は6,000円とする。

ただし、系列会社については、正会員と同一経営者で正会員企業と異なる社名及び法人組織を系列会社とし、議決権がなく、会費を2,000円とする。

(会費の納入方法) 会員はその事業年度分の会費を本会所定の方法により納付しなければならない。

(1) 口座振替

毎年、6月20日(休日の場合は翌営業日)に届出の金融機関の口座より口座振替により納付する。

【指定金融機関】 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、足利銀行、群馬銀行、東和銀行、埼玉県信用金庫、埼玉信用組合、しのめ信用金庫、埼玉ひびきの農協の本支店

(2) 振込納付

毎年6月に会員宛に送付する振込依頼書により、金融機関からの振込により納付する。

(3) 持参 事務局へ直接持参し納付する。

(中途入会の会費) 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、一律1,000円とし、翌年度以降会費規程第2条に規定する年額会費を納入する。

公益社団法人本庄法人会
入会申込書

貴会の趣旨に賛同し入会を申し込みます。

令和 年 月 日

所在地		電話	
従業員数	名	FAX	
法人名			
代表者名	印		
資本金	万円	業種	
顧問税理士名		決算月	月
紹介者名			
取引銀行			

※ 当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口まで、お願い致します。